

医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業
実施養成施設 公募要領

1. 総則

本要領は厚生労働省が「医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」により行う、医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業（以下「本事業」という。）を実施する医療関係職種養成施設を公募により選定するための手続き等を定めたものである。

2. 事業の目的

労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、医療従事者等の需要に合わせ、キャリアチェンジするために必要な資格・スキルを獲得し、医療関係職種が多様な働き方ができる仕組みを構築する必要がある。

そこで、医療従事者が新たに別の資格で就業することや、他産業で就業している社会人等が新たに資格を取得して医療関係職種として就業することを可能にするため、

- ① 様々な医療関係職種に対して、他の医療関係職種の養成課程を受講するための支援に関しての取組や、その体制確保等を行う養成施設
- ② 他産業で就業している社会人等に対して、様々な医療関係職種の養成課程を受講するための支援に関しての取組や、その体制確保等を行う養成施設
- ③ 多様な背景を持つ学生等のニーズにあった魅力的な学習環境の整備を目的として、遠隔授業^(※1)の実施や、受講する場としてのサテライト施設^(※2)の設置等を実施する養成施設

を選定し、当該養成施設の取組に対して支援を行うとともに、その取組にかかる一連のプロセスや、導入・継続するにあたっての課題、効果等について調査分析を行うとともに、好事例としてとりまとめ普及展開することで、医療関係職種が多様な働き方ができる仕組みの構築の支援を行うことを、目的とする。

※1 本要領上において、「遠隔授業」とは、教員との対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられることを前提とした、多様なメディアを利用した授業形態（ただし、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有するものに限る）のことを指す

※2 本要領上において「サテライト施設」とは、本校の他に教室を設置することを指す

3. 本事業の内容

実施要綱による

4. 事業の実施主体

公募により選定された医療関係職種養成施設

5. 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から 2027 年 3 月 31 日まで

6. 本事業に係る補助金の交付について

本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省
労働省</sup>令第 6 号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

7. 申請養成施設

本事業の申請者（以下、「申請養成施設」という。）は、以下①②の要件を満たすものとし、また、本事業の実施後においても、キャリアチェンジの支援等に関する取組を継続する意思を有する、医療関係職種養成施設であること。

① 以下に掲げるいずれかの養成施設であること

- ・保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づき指定を受けている看護師の学校又は養成所
- ・理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている理学療法士及び作業療法士の学校又は養成施設
- ・言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている言語聴覚士の学校又は養成所
- ・診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている診療放射線技師の学校又は養成所
- ・臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている臨床工学技士の学校又は養成所
- ・臨床検査技師法（昭和 33 年法律第 76 号）に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている臨床検査技師の学校又は養成所
- ・視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている視能訓練士の学校又は養成所
- ・義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）に基づき文部科学省又は都道府県知事の指定を受けている義肢装具士の学校又は養成所
- ・救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）に基づき文部科学大臣又は都道府県知事の指定を受けている救急救命士の学校又は養成所
- ・歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）に基づき文部科学大臣又は都道府県知事の指定を受けている歯科衛生士の学校又は養成所

- ・歯科技工士法（昭和30年法律第168号）に基づき文部科学大臣又は都道府県知事の指定を受けている歯科技工士の学校又は養成所

② 医療関係職種養成施設として、今後の持続的な運営に著しく支障を来するような経営状況でないこと

8. 交付要件

他の医療関係職種の資格を保有する者や、他産業で就業している社会人等が医療関係職種の資格を新たに取得してキャリアチェンジをすることの支援等に関することとして、企画書において策定された次に掲げる①～④の取組のいずれかを実施すること。

① 入学者、編入者の既習単位の評価や履修免除等のための養成施設における体制整備

（例えば、評価・履修免除のための新たな手法の導入・実施や、科目等履修生制度の導入・実施、これらにかかる人員確保・備品購入、会議や広報実施 等）

② 養成施設内にない医療関係職種の養成課程の新設や、既存の医療関係職種の養成課程の再編・増設にかかる体制整備

（例えば、養成課程の新設・再編・増設（既存の課程とは異なる修業年限への変更等）にかかる人員確保や備品購入、会議や広報実施 等）

③ 多様な背景を持つ学生等のニーズにあった魅力的な学習環境の整備を目的とした、遠隔授業の実施、もしくは、受講する場としてのサテライト施設の設置等

（例えば、遠隔授業実施やサテライト施設の設置のための体制整備にかかる備品購入及び会議や広報実施 等）

④ その他キャリアチェンジの支援に関する養成施設での取組

※ ①～④いずれも施設整備は除くものとする

なお、これらの取組を実施する中で見えた課題等を踏まえ、現行制度にとらわれない解決策について考察・提案を行うこと。加えて、キャリアチェンジの推進に資する新たな制度的な提案を行うことが望ましい。

9. 申請方法等

（1）企画書の作成及び提出

「医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業企画書（以下、「企画書」という。）」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出すること。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成すること。

(2) 申請方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

2026 年 7 月 24 日（金）～2026 年 8 月 24 日（月）※消印有効

②提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課医事係

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業企画書 在中」と朱書きで記載すること。

※ 申請書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によるものとする。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とする。

※ 郵送に加えて、提出資料一式の電子データを 2026 年 8 月 24 日（月）17 時までに下記メールアドレスに提出すること。

（提出先メールアドレス）curriculum@mhlw.go.jp

制度や本支援事業についてのお問い合わせ先：

厚生労働省医政局医事課医事係

TEL：03-5253-1111（内線2568）

FAX：03-3591-9072

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後18時15分（午前12時15分～午後13時15分を除く。）とする。

③提出書類及び部数

ア 医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業企画書・・・5部

イ 必要とする経費について仕様、詳細がわかる資料・・・5部

10. 実施養成施設の選定について

(1) 選定の方法

実施養成施設の採択については、申請養成施設に関する諸条件に該当し、その上で、交付要件を満たす旨を確認した後、企画書等を評価するため、申請にあたっては事前に厚生労働省と十分に協議を行うこと。

採択における評価に当たっては、「医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業に係る企画書評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に、申請した医療機関の中から実施養成施設として選定する。

- (※) 実施養成施設の選定については、申請状況や企画書の評価結果等を総合的に判断して行うものとする。なお、評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせに関しても原則応じられない。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しないので御留意すること。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施する。

① 形式評価

提出された企画書について、申請養成施設に関する諸条件への適合性について評価する。なお、申請の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外される。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施する。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能）に対してヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの実施に当たって、申請が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の養成施設のみ実施する場合もある。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なす。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施養成施設を選定する。

(3) 評価の観点

評価の観点は、以下のとおりとする。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。なお、政策的観点から、義肢装具士の学校又は養成所において1年課程を新設する企画については評価を加える。

(4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに申請養成施設に対して通知する予定である。なお、補助金については、実施養成施設選定の通

知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることになる。